

第12回総会 令和3年5月31日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、5月の業務報告をいたします。

---

報告、業務報告

---

今月は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）2件、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件提出されていますので報告いたします。

小規模転用の1番を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに田、面積1,082㎡の内199.76㎡、届出人は、大字南方〇〇番地、〇〇、転用目的は、農業用駐車場199.76㎡を設置するためであります。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

- 1番 小規模転用1番を報告します。お手元の報告事項資料をご覧ください。届出者は、〇〇さんです。穂北地区で中型カラーピーマンを作付けされています。農地は、穂北地区の〇〇集落内で、〇〇支所から南東へ約400m行った所の農地で農作業用駐車場もなく、道幅も狭いため、この農地の一部を農作業用駐車場として活用するものであります。現地も確認しておりますので報告いたします。

局長 次に2番を報告します。土地の所在は、大字黒生野字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに田、面積1,301㎡の内105㎡、届出人は、大字黒生野〇〇番地、〇〇、転用目的は、農機具パイプハウス倉庫105㎡を設置するためであります。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 20番 小規模転用2番を報告します。お手元の報告事項資料をご覧ください。申請者は、〇〇さんです。妻地区で米、ピーマンを作付けしている農家です。農地の場所は、妻地区の〇〇集落内で、〇〇公民館から南西へ約500m行ったところの農地です。今回、農作業用機具を置く倉庫を設置するために届けられたものです。私も、現地を確認して

いますので報告いたします。

局長 次に、公共工事に伴う一時使用届について説明します。土地の所在：大字三宅字〇〇番4他3筆、地目・田、面積3,343㎡、使用面積3,343㎡、所有者の住所・氏名：宮崎市〇〇番地16、〇〇、大字三宅〇〇番地1、〇〇、大字三宅〇〇番地1、〇〇、大字三宅〇〇番地、〇〇、借人の住所・氏名：延岡市〇〇番地、〇〇、発注者：宮崎県西都土木事務所、工事名：三財川〇〇地区 河底横過トンネル工事、使用目的：推進工事ヤード、使用期間：令和3年3月1日から令和4年3月31日までとなっています。場所は、〇〇前の交差点を、〇〇方面に約1km進んだ、〇〇橋前の農地と橋を渡った対岸の農地となります。この工事は、2つの農地間の川底にトンネルを掘り、老朽管を付け替え、新管を埋設して、農業用排水を対岸まで届ける工事となります。

2つの農地には、鉄鋼板が養生敷設され、重機による掘削作業等が実施されているようです。〇〇委員にも確認いただいておりますので合わせて報告いたします。

局長 また、相続届出7件、使用貸借合意解約1件、賃貸借合意解約38件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和3年度第12回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員14名、推進委員2名、合計16名の出席であります。本日の議案件数であります、6件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。4番 〇〇委員、27番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書1ページの通り、2件であります。

申請番号 1 番を説明します。申請者：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 5、登記：田、現況：宅地、面積 115 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：農家住宅用地拡張、主な転用の内容：車庫の新設であります、既に倉庫、作業場として利用していたことで始末書が添付されています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 今回は、27 番 〇〇委員と私（11 番 〇〇委員）が、会長の命を受けまして、5 月 21 日、午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 6 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願います。尚、非農地証明調査には、8 番 〇〇委員にも同行いただきました。

27 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南西に、約 500m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。この申請地は、申請人の〇〇さんの父が、平成 2 年に倉庫、作業場を設置しましたが、敷地の一部が隣接する田にかかっていたもので、違反転用を是正し、新たに車庫を建設するための転用申請です。この案件は、すでに転用され、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は市道、西側は宅地、南側は田、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の排水路から、市道側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲は、自分の土地なので、今後も懸念するところはありません。周辺関係者等についても、自分の土地なので、影響はありません。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。申請者：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積441㎡、申請内容・目的につきましては、次の、議案第65号農地法第5条の規定による許可承認についての2番と関連がありますので、5条申請を含めた全体の転用概要を申し上げます。主な施設の内容は、木造畜舎1棟、堆肥舎1棟、車庫2棟の建築及び転回場の設置となっております。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 2番について説明します。この案件は、農地法第5条の2番と関連がありますので、一緒に説明します。申請地は、三財の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約100m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、自分所有の農地と父親の〇〇さんの土地を無償で借りて、牛舎と堆肥舎と車庫を建築するために申請されたものです。この第4条の2番については、現況が畑なのですが、第5条の2番の申請地は、始末書が添付されています。第5条の申請地は、〇〇さんが、平成16年頃に、農地転用許可を受けずに農業用倉庫を建築しており、またその倉庫の北側を作業車置場や作業者の転回場として利用しておりました。今回、この違反転用を是正し、倉庫と作業車置場を解体し、新たに牛舎1棟、堆肥舎1棟、車庫2棟を建設するための転用申請です。詳細については、始末書をご

確認下さい。周囲は東側が宅地、西側が農地、南側が農地、北側が宅地となっています。雨水は、北側の車庫と転回場は、北側の市道側溝に放流します。牛舎及び堆肥舎の方は、自然浸透とともに、東側、西側及び南側に素掘りの側溝を設置し、雨水の流出を防ぎます。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、現状地盤を基に造成するため、特に懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等の同意は得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、この第4条の申請については、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第65号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第65号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2～3ページの通り申請件数は6件であります。

1番を説明します。受人：水流崎の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番6、登記・現況ともに畑、面積374㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅1棟の建築となっています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇バス停前の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、一般個人用住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は農地、南側は市道、北側は農地となっています。

雨水は、敷地内に浸透させます。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出は、周辺にL字擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意も得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地になります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっております。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：加勢の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番3他1筆、登記：畑・現況：宅地及び雑種地、面積 1,392 m<sup>2</sup>、申請事由：畜舎、堆肥舎、車庫の建築及び作業車転回場の設置、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容につきましては、議案第64号の農地法第4条の規定による承認についての2番と

同様、木造畜舎 1 棟、堆肥舎 1 棟、車庫 2 棟の建築及び転回場の設置であります、許可後、解体予定としている農業用倉庫、車庫が既に建築され、利用しているため始末書が添付されています。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 農地法第 5 条の 2 番につきましては、先ほどの農地法第 4 条の 2 番で説明しました通りとなりますので、内容説明省略します。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 3 番の説明をお願いします。

局 長 3 番を説明します。受人：兵庫県の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 960 m<sup>2</sup>、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル 324 枚の設置となっております。

議 長 3 番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 3 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の

〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受け、太陽光発電を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は宅地、南側は農地、北側は市道となっています。雨水は、自然浸透と東側排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、砕石を敷き、フェンスを設置します。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっております。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：兵庫県の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積951㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル324枚の設置となっております。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 4番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約200m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の

〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受け、太陽光パネル 324 枚を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は山となっています。雨水は、自然浸透と敷地内の西側素掘り溝から南側道路下水道に流します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、砕石を敷き、フェンスを設置します。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとこのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっております。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5 番を説明します。受人：兵庫県の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記：山林、現況：雑種地、面積 727 m<sup>2</sup>、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル 252 枚の設置となっておりますが、登記が山林であることで、現在、既に太陽光パネル設置完了しており、始末書が添付されています。

議 長 5 番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 5 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇食堂の上へ約 300m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。この申請地は、登記簿上、山林であったため、転用許可等必要のないものと誤認し、太陽光発電施設を設置してしまい、工事完了後に農地であることが判明したもので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は山、西側は山、南側は山、北側は山となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺に農地、住宅等がないため影響はありません。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7 番 この申請は、登記が山林で、現況が雑種地とありますが、農地と扱うのですか。

事務局 登記が山林で、現況が雑種地としているのは、現状がソーラー設置となっているためですが、ソーラー設置前は、課税地目が畑でありました。渡人の〇〇さんは、この土地を山林として購入し、農地として耕作した経緯もなく、ソーラー業者へ売買し、所有権は業者となっていますが、法務局より、業者へ課税地目が畑であることを指摘されたとのことです。業者から相談を受けた司法書士より、事務局へ農地台帳の確認と転用許可の必要性について、問い合わせがあったことから、始末書の添付のうえ、許可申請は必要であるとして今回の申請に至ったものであります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇 〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番9他1筆、登記・現況ともに畑、面積1,910 m<sup>2</sup>、申請事由：木材置場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：木材置場及び作業用通路の設置となっています。

議 長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 6番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇支所から西へ約600m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、木材置場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は木材置場、西側は道路、南側は木材置場、北側は農地となっています。雨水は、敷地内の新たな側溝から道路側溝に流すとともに自然浸透により排水します。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入費は、合計で〇〇円です。

議 長 6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4～5 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番～3 番までは関連がありますので続けて説明します。まず 1 番を説明します。

受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 3 筆登記・現況ともに畑及び田、面積 2,627 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

次に 2 番を説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 2 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 567 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

次に 3 番を説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 497 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 1 番から 3 番まで関連がありますのでまとめて説明します。渡人はそれぞれ、黒生野の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんで、受人の〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、〇〇公民館から西へ約 300m 進んだ農地となります。〇〇さんは、米 3 町、ピーマン 6 反を作付けする農家で、農機具も田植機、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っております。周囲の作物等への影響もなく、農地法第 3 条の 50a 以上の作付けに関しても何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、全て 10a 当たり〇〇円となっております。

議 長 それでは、説明がありました 1 番～3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 あっせんは適用できないのですか。

事務局 この案件は、あっせん基準に、そぐわないと判断しました。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番を説明いたします。受人：岡富の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,024 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転で

す。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 4 番を説明します。渡人は、岡富の〇〇に住む〇〇さんで、受人は、同じく〇〇に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、〇〇公民館から西へ約 500m 進んだ所の農地となります。受人は、WCS を約 2 反、ピーマンを約 4 反作付けしている農家です。農機具もトラクター、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っております。周囲の作物等への影響もなく、農地法第 3 条の 50a 以上の作付けに関しても何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 この案件は、あっせんはできませんか。

事務局 今回の案件は、受人が認定農家等でないことで、あっせん基準を満たしませんでした。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 5 番の説明をお願いします。

局長 5 番について説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,455 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買に

よる所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 5 番を説明します。今回の申請は、都於郡の〇〇集落に住む渡人、〇〇さんから、真向かいに住む専業農家の〇〇さんへの規模拡大による売買です。農地の場所は、〇〇温泉入り口を過ぎ、左側に降りた農地となります。詳細については、配付済みの地図をご覧ください。受人の〇〇さんは、〇〇集落で、水稻 8 町、スイートコーン 5 反と養鶏業を営み、新たに鶏舎 2 棟を建て、現在の 4 万羽から 7 万羽と規模拡大しています。農業に必要な機械等もトラクター、コンバイン、田植機等一式揃っております。

周囲の作物等への影響もなく、農地法第 3 条の 50a 以上の作付けに関しても何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書 6～8 ページの通り 6 件の申請であります。

1 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 8,326 m<sup>2</sup>です。

2 番 受人：藤田の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,280 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに畑及び田、面積 1,279 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 300 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,253 m<sup>2</sup>です。

6 番 受人：穂北の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 3、登記・現況ともに田、面積 1,618 m<sup>2</sup>です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和 3 年 6 月 7 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 6 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 9～15 ページの通り 10 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：岡富の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 20 筆、登記・現況ともに田及び畑 18 筆、登記：田、現況：畑 3 筆、面積 18,949 m<sup>2</sup>、令和 3 年 6 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：荒武の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 2 他 5 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 15,406 m<sup>2</sup>、令和 3 年 6 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,096 m<sup>2</sup>、令和 3 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

4 番 受人：南方の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,578 m<sup>2</sup>、令和 3 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

5 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 2,712 m<sup>2</sup>、令和 3 年 7 月から 5 年間の貸借権の新規設定です。

6 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 5,727 m<sup>2</sup>、令和 3 年 6 月から 6 年間の貸借権の再設定です。

7 番 受人：木城町の〇〇、渡人：木城町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 7 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 2,803 m<sup>2</sup>、令和 3 年 6 月から 1 年間の貸借権の再

設定です。

8番 受人：高岡町の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,765 m<sup>2</sup>、令和3年7月から3年間の賃貸借権の再設定です。

9番 受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番3、登記・現況ともに田、面積 1,031 m<sup>2</sup>、令和3年7月から5年間の賃貸借権の再設定です。

10番 受人：荒武の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積 868 m<sup>2</sup>、令和3年6月から10年間の使用貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年6月7日を予定しております。

議長 説明がありました1番から10番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第68号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 68 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 16～31 ページの通り、28 件の申請であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 1,313 m<sup>2</sup>、令和 3 年 7 月から 7 年 1 ヶ月間の農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 6 月 7 日を予定しております。

議長 代表 1 番の説明がありました。1 番～28 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 69 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 69 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 32 ページの通り 1 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、地目：台帳：田、  
現況：原野、面積 1,000 m<sup>2</sup>、所有者：西都市大字鹿野田〇〇番地、氏名：〇〇、非農地  
判断は、事由 4 になります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

8 番 非農地証明 1 番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落にある農地です。〇〇  
公民館から東へ 500m 程行き、左に入った奥で、杉山に覆われ谷底に位置しています。  
詳細につきましては、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さん所有の農  
地ですが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な  
土地です。また、農用地区域内の農地でもなく、公共投資の対象ともならず、優良農  
地でもないことから、事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく  
お願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 47 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

27 番 \_\_\_\_\_